

帯広市中小企業振興協議会 設立記念講演

平成19年7月20日（金）16：00～

帯広市役所10階第5A会議室

テーマ「経済成長戦略大綱と地域経済活性化戦略

～十勝・帯広によせる期待～」

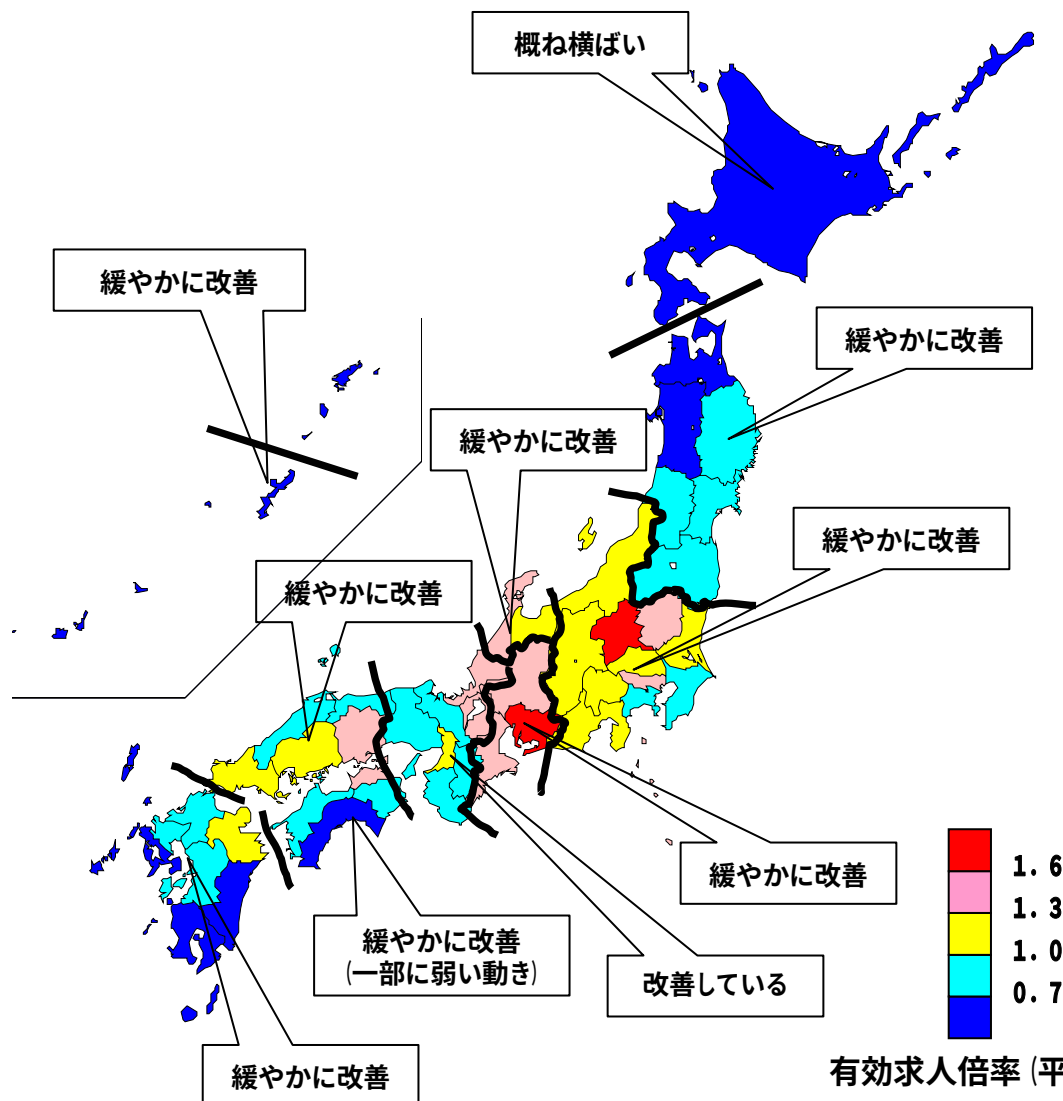
講 師 経済産業省 北海道経済産業局

産業部長 浦 忠 幸 様

経済成長戦略大綱と地域経済活性化戦略

平成19年7月20日
経済産業省北海道経済産業局
産業部長 浦 忠幸

地域経済の動向



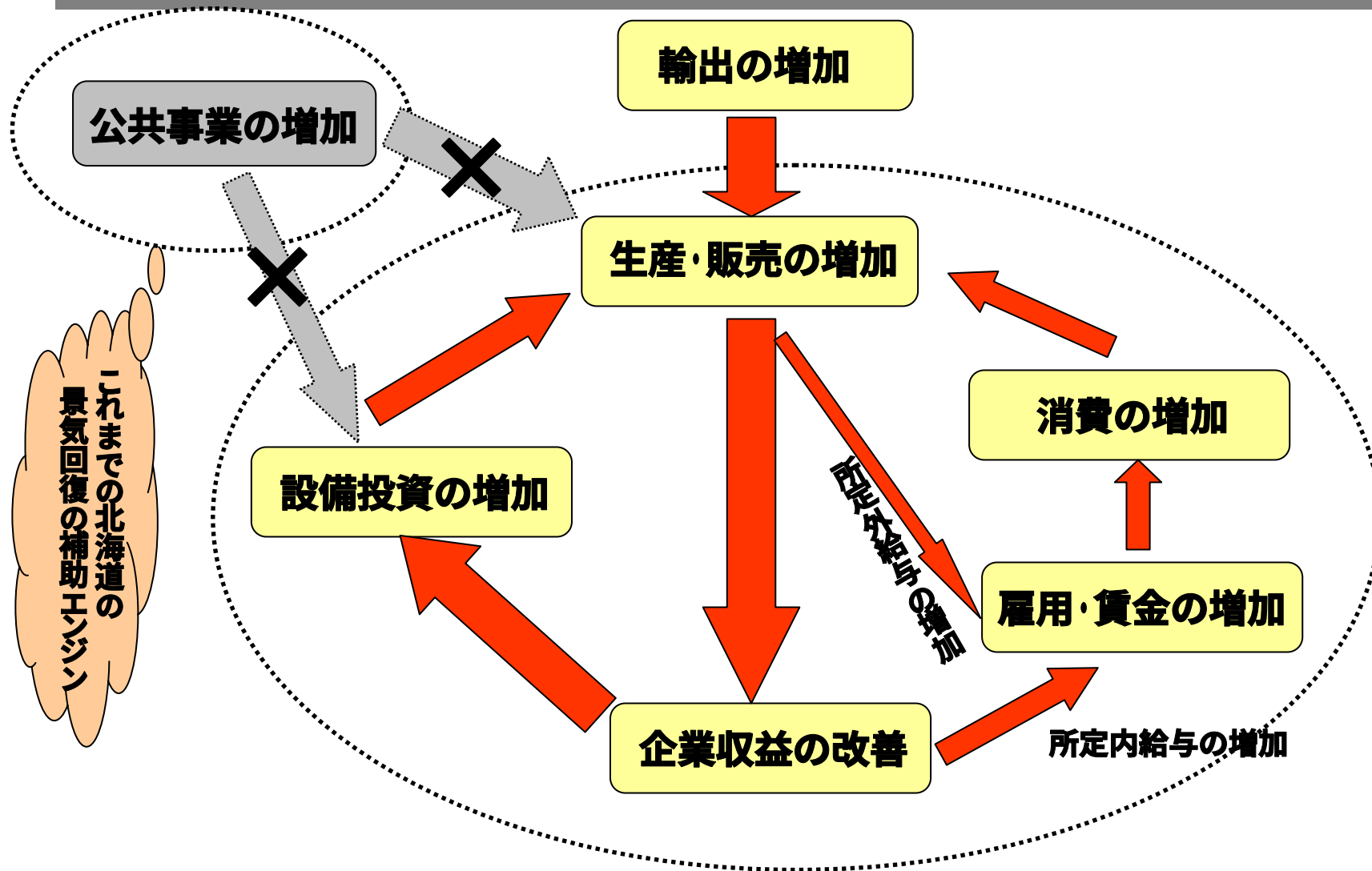
	前回調査 (19年2月)	今回調査 (19年6月)	有効求人 倍率 全国平均 1.05倍 ※
北海道	緩やかに改善	概ね横ばい	0.50
東北	緩やかに改善	緩やかに改善	0.79
関東	改善している	緩やかに改善	1.19
東海	改善している	緩やかに改善	1.76
北陸	改善している	緩やかに改善	1.31
近畿	改善している	改善している	1.11
中国	緩やかに改善	緩やかに改善	1.05
四国	緩やかに改善 (一部に弱い動き)	緩やかに改善 (一部に弱い動き)	0.91
九州	緩やかに改善	緩やかに改善	0.80
沖縄	緩やかに改善	緩やかに改善	0.43
※月間有効求人倍率 4月 (季節調整値) 資料 厚生労働省「職業安定業務統計」(平成19年5月29日 公表)により作成			

有効求人倍率 (平成19年4月)

(資料) 拡大経済産業局長会議資料 (19年6月)

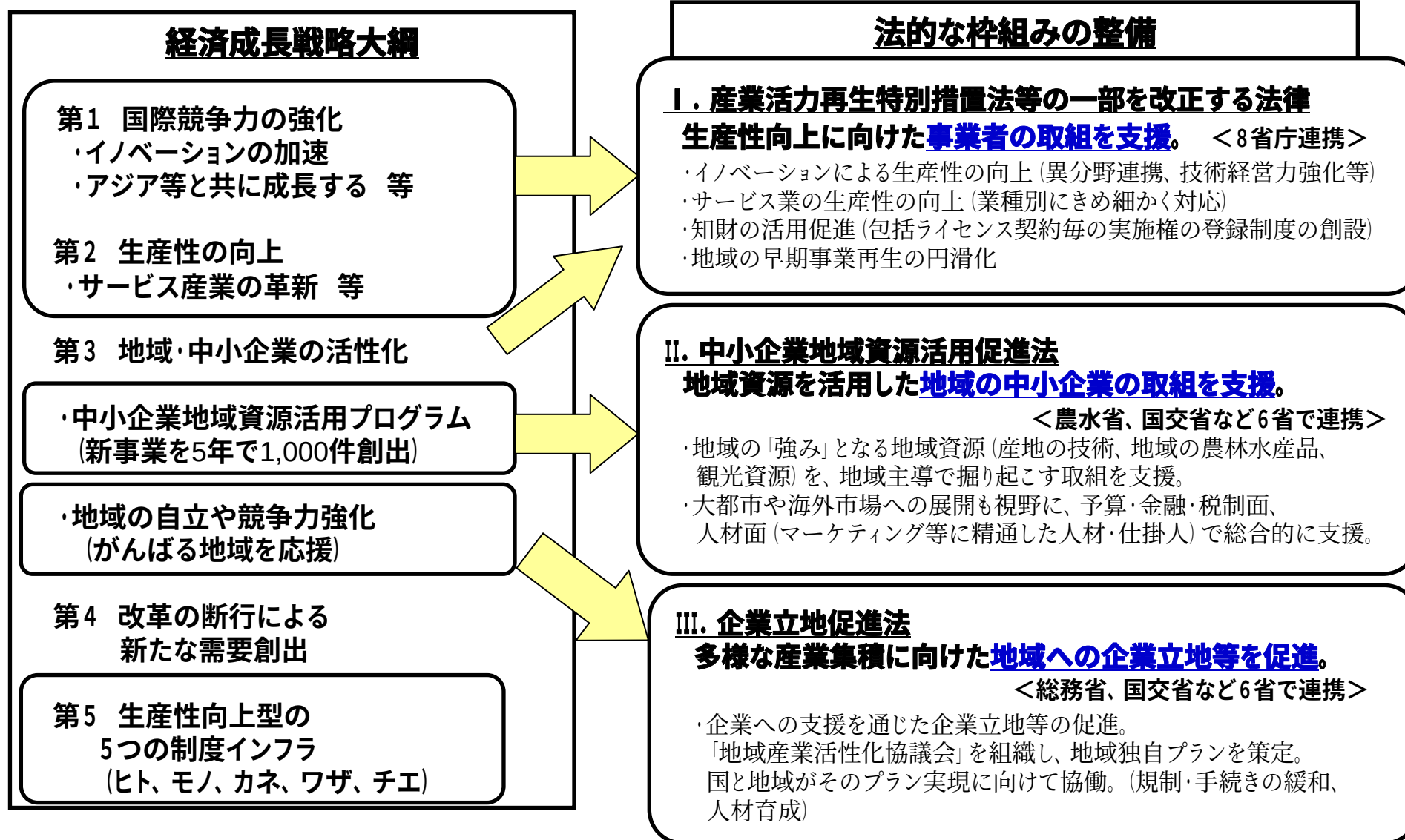
景気回復のパターン

～全国的には、輸出の増加→生産→企業収益→設備投資の好循環が始まっている～



経済成長戦略大綱関連3法について

イノベーションによる生産性向上、地域経済の活性化のための法的な枠組みを整備。



※大綱実現のための法律以外の柱

・予算	：経済成長戦略推進要望 (平成19年度予算 3,092億円) ※全府省庁 ⁴
・税制改正	：減価償却制度の抜本的見直し 等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域経済活性化の実現を目指す。

1. 新法の考え方

● 地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。
キーワードは「グローバル」。

地域の特性をいかした産業集積事例

- A: 中核企業・外資系企業新規誘致型
＜三重県クリスタルバレー＞
- B: 基盤的技術産業集積型
＜長野県諏訪地域＞
- C: 地域産業集積発展型
＜徳島県LEDバレー＞
- D: サービス産業集積型
＜沖縄県コールセンター＞

- ①個性ある産業集積の形成・高度化
各地域の多様性や創意工夫に基づき、地域の強みを活かした産業集積を形成することが不可欠。
- ②広域連携による拠点整備
ジャストインタイムの時代だからこそ、1時間前後の圏域で広域的な生活環境・事業環境の一体的整備や人材育成・確保が鍵。
- ③迅速な企業立地の実現

2. スキーム

- ①地域の強みを活かした総合的な計画
- ②広域連携をする関係者の強い合意

による「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国：「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村：「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学、その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者：「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 支援措置

① ヒト・ワザの強化とコスト低減を支援

- 立地企業へ設備投資減税
- 地域の雇用創出に向けた連携（厚労省）
- 大学・高専等と連携した人材育成（文科省）
- 人材育成のための研修費用等の補助、貸工場・研修施設等への補助等

② 迅速できめ細かい企業立地支援

- 総合的な企業立地支援窓口となる関係省連絡会を中央及びブロックごとに設置
- 工場立地法の特例（工場敷地の緑地面積規制権限の市町村への委譲等）
- 中小機構の施設整備等の業務追加等
- 農地転用等の迅速化（農水省等と連携）

③ 頑張る地方自治体の支援

- 企業立地促進に係る地方交付税措置（総務省）
 - ① 地方税減免の一部を交付税で補填
 - ② 企業誘致に伴う地方税増収分への措置
- インフラ整備（国交省）

企業立地促進法関連施策

I. 予算措置

★企業立地支援予算 44.1億円
★その他関連予算 69.1億円

1. 企業立地支援 44.1億円

(1) 地域企業立地推進等委託事業 2.7億円 (新規)

○企業立地に係わる関係省の連携の下、全国ブロック別に企業立地情報・手続き等に関するワンストップサービスを提供する総合窓口を設置し、専門家による助言・指導等を行う。

(2) 地域企業立地推進等補助事業 21.3億円 (新規)

○自治体が地域の特性を踏まえた産業振興ビジョンを策定する事業への助成。また、法律の同意を受けた基本計画の実現に向けた、企業立地促進、人材育成・確保等を行う取組みへの支援。

(3) 戦略的産業インフラ整備事業 20.1億円 (新規)

○基本計画の対象地域内において、計画に記載された産業集積を促進するために特に重要な貸工場、貸事業場、人材育成施設、物流施設等の産業基盤を整備する事業への助成。

2. その他関連予算 69.1億円

※基本計画に基づく場合には、採択に一定の配慮をする。

(1) 産学連携による技術開発支援 37.7億円

○大学等の技術シーズや知見を活用した産学官共同研究体制（コンソーシアム）による研究開発への支援。

(2) 地域の新規産業創造支援 10.2億円

○中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新事業創出を目的として、事業化に近いもののリスクの高い技術開発を助成。

(3) 電源地域産業資源機能強化事業等補助金 16.0億円

○電源地域において地方公共団体等が行う産業基盤施設等を整備する事業への支援。

(4) 対日投資促進事業 5.2億円

○地域への対日直接投資の促進を図るため、外国企業誘致に取り組む地域に対して、外国企業の発掘支援等を行うもの

II. 税・規制緩和措置

○企業立地への設備投資減税

基本計画を同意した地域において、国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性が高い業種（66業種）に属する企業が、新規立地を行った場合、新たに取得した建物等及び機械等に対して、特別償却制度を2年間創設。

(機械等:特別償却15%、建物等:特別償却8%)

○工場立地法の特例

基本計画を同意した地域において、緑地面積規制の設定権限を市町村に委譲。一律2割の国の基準に対して、例えば、周辺に住環境のない工業専用地域については、地域に実情に即して0超～1割の範囲内で緑地規制を条例で設定可能に。

(基本計画の中で、地域全般の環境保全に対する配慮を盛り込まれることを想定。)

○中小機構法の特例

用途制限のある工場用地等について規制緩和。また、基本計画を同意した地域において、機構が貸し工場及び事業場等を整備できる業務規定を追加。

III. 各省連携施策

11月に設置した「企業の戦略的立地促進等を通じた地域産業活性化に関する関係省連絡会」において、各省一体となって政策を推進。

○総務省

企業立地促進に係る地方交付税措置を講ずる。(300億円程度)

ー減収補てん措置

ー地方税増収分一部を特別交付税において財政需要として算定

○文部科学省

大学・高専等と連携した人材育成を実施。

○厚生労働省

厚生労働省が次期通常国会で提出を予定している地域雇用開発促進法改正法案と連携を図り、地域産業活性化法（通称）に基づく企業立地推進を図る地域に対して、共同して支援に努める。 関連予算：72.3億円

○農林水産省

地域産業と農林漁業の連携推進、地域産業活性化法（通称）に基づく計画に定める施設の用に供する土地について、農地転用手続きの迅速化に配慮。

○国土交通省

国土交通省が次期通常国会で提出を予定している地域活性化のための新法と連携しながら、産業集積形成と共に民間中心の地域活性化活動を支えるインフラ整備を行う地域をハード・ソフト一体的に支援。 関連予算：360億円

企業立地促進税制の対象66業種（3桁分類ベース）

11 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く。）

- 111 製糸業
- 112 紡績業
- 113 ねん糸製造業
- 114 織物業
- 115 ニット生地製造業
- 116 染色整理業
- 117 網・網製造業
- 118 レース・繊維雑品製造業
- 119 その他の繊維工業

12 衣服・その他の繊維製品製造業

- 121 織物製（不織布製及びレース製を含む。）外衣・シャツ製造業（和式を除く。）
- 122 ニット製外衣・シャツ製造業
- 123 下着類製造業
- 124 和装製品・足袋製造業
- 125 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
- 129 その他の繊維製品製造業

17 化学工業

- 171 化学肥料製造業
- 172 無機化学工業製品製造業
- 173 有機化学工業製品製造業
- 174 化学繊維製造業
- 175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 176 医薬品製造業
- 177 化粧品・歯磨・その他化粧用調整品製造業
- 179 その他の化学工業

23 鉄鋼業

- 231 製鉄業
- 232 製鋼・製鋼圧延業
- 233 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）
- 234 表面処理鋼材製造業
- 235 鉄素形材製造業
- 239 その他の鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

- 241 非鉄金属第1次製錬・精製業
- 242 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）
- 243 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む。）
- 244 電線・ケーブル製造業
- 245 非鉄金属素形材製造業
- 249 その他の非鉄金属製造業

26 一般機械器具製造業

- 261 ボイラ・原動機製造業
- 262 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）
- 263 建設機械・鉱山機械製造業
- 264 金属加工機械製造業
- 265 繊維機械製造業
- 266 特殊産業用機械製造業
- 267 一般産業用機械・装置製造業
- 268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
- 269 その他の機械・同部分品製造業

27 電気機械器具製造業

- 271 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
- 272 民生用電気機械器具製造業
- 273 電球・電気照明器具製造業
- 274 電子応用装置製造業
- 275 電気計測器製造業
- 279 その他の電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

- 281 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 282 電子計算機・同附属装置製造業

29 電子部品・デバイス製造業

- 291 電子部品・デバイス製造業

30 輸送用機械器具製造業

- 301 自動車・同附属品製造業
- 302 鉄道車両・同部分品製造業
- 303 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 304 航空機・同附属品製造業
- 305 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- 309 その他の輸送用機械器具製造業

31 精密機械器具製造業

- 311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業
- 312 測量機械器具製造業
- 313 医療用機械器具・医療用品製造業
- 314 理化学機械器具製造業
- 315 光学機械器具・レンズ製造業
- 316 眼鏡製造業（枠を含む。）
- 317 時計・同部分品製造業

基本計画は、 地域の「企業立地マニフェスト」

- 基本計画に記載すべき内容（法案第5条）
 - ① 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標
 - ② 集積区域として設定する区域
 - ③ 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域
 - ④ 工場立地法の特例措置を実施する場合には、その旨とそれによる効果
 - ⑤ 集積業種として指定する業種
 - ⑥ 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標
 - ⑦ 施設整備、人材育成等の事業環境の整備に関する内容
 - ⑧ 市町村及び都道府県等との連携に関する事項
 - ⑨ 手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項
 - ⑩ 環境の保全等に関し配慮すべき事項
 - ⑪ 農用地等の利用の調整に関する事項
 - ⑫ その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項
 - ⑬ 計画期間

企業立地促進法の取り組み状況

6月11日(月) 企業立地促進法施行

6月25日(月) 企業立地促進法 基本方針施行
～ 基本計画申請受付

7月末 基本計画第1号同意予定

<全国での取り組み状況>

◆第1号同意を目指して、10県12地域が準備中

<北海道内の取り組み状況>

◆道央圏、苫小牧地域、北見地域、深川市、釧路市・白糠町の5地域で基本計画策定を検討中。

※深川市、釧路市・白糠町の2地域は、計画査定支援補助金を活用。

地域の強みとなり得る地域資源の3類型

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援。地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000創出する。
（「経済成長戦略大綱」、「骨太の方針」）

産地技術

(株) 白鳳堂、(株) 竹宝堂、
(有) 竹田ブラシ製作所 等
(広島県熊野町)



- ・ 毛筆の伝統的な製造技法を用い、肌触りがなめらかで色の濃淡など微妙な表現が可能な化粧筆を開発。
- ・ 国内外のトップメイクアップアーティストに使われるなど、高い評価を確立。

★ポイント
有名化粧品メーカーとの共同開発、マーケティング専門アドバイザーのノウハウも活用。

農林水産物

井原水産(株) (北海道留萌市)



- ・ コラーゲンを鮭の皮から抽出・精製する技術を実用化し、化粧品、食品、試薬品等向けに加工販売。

★ポイント
大学や公設試との連携により、鮭皮からコラーゲンを抽出する技術を確立。

観光資源

(株) 指宿ロイヤルホテル
(鹿児島県指宿市)



- ・ 黒豚、にがうり等を用いた食事、天然砂蒸し温泉、ウォーキングを組み合わせた健康増進プログラム『スパドゥ』を実施。

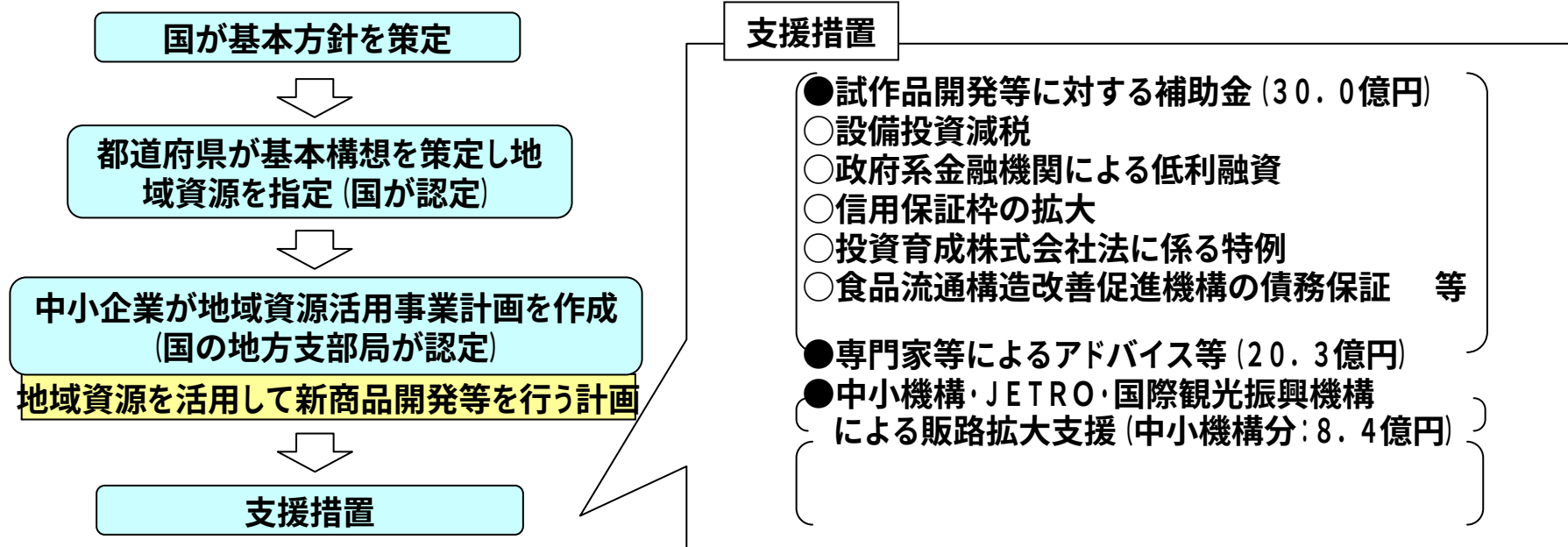
★ポイント
大学、医師会等との連携で、医学的な検証と事業化のためのデータ収集を実施。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の概要 ～「中小企業地域資源活用プログラム」の創設～

- ◆域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援
- ◆地域資源を活用した新たな取り組みや地域資源の価値向上（ブランド化等）に対する支援

法律スキーム

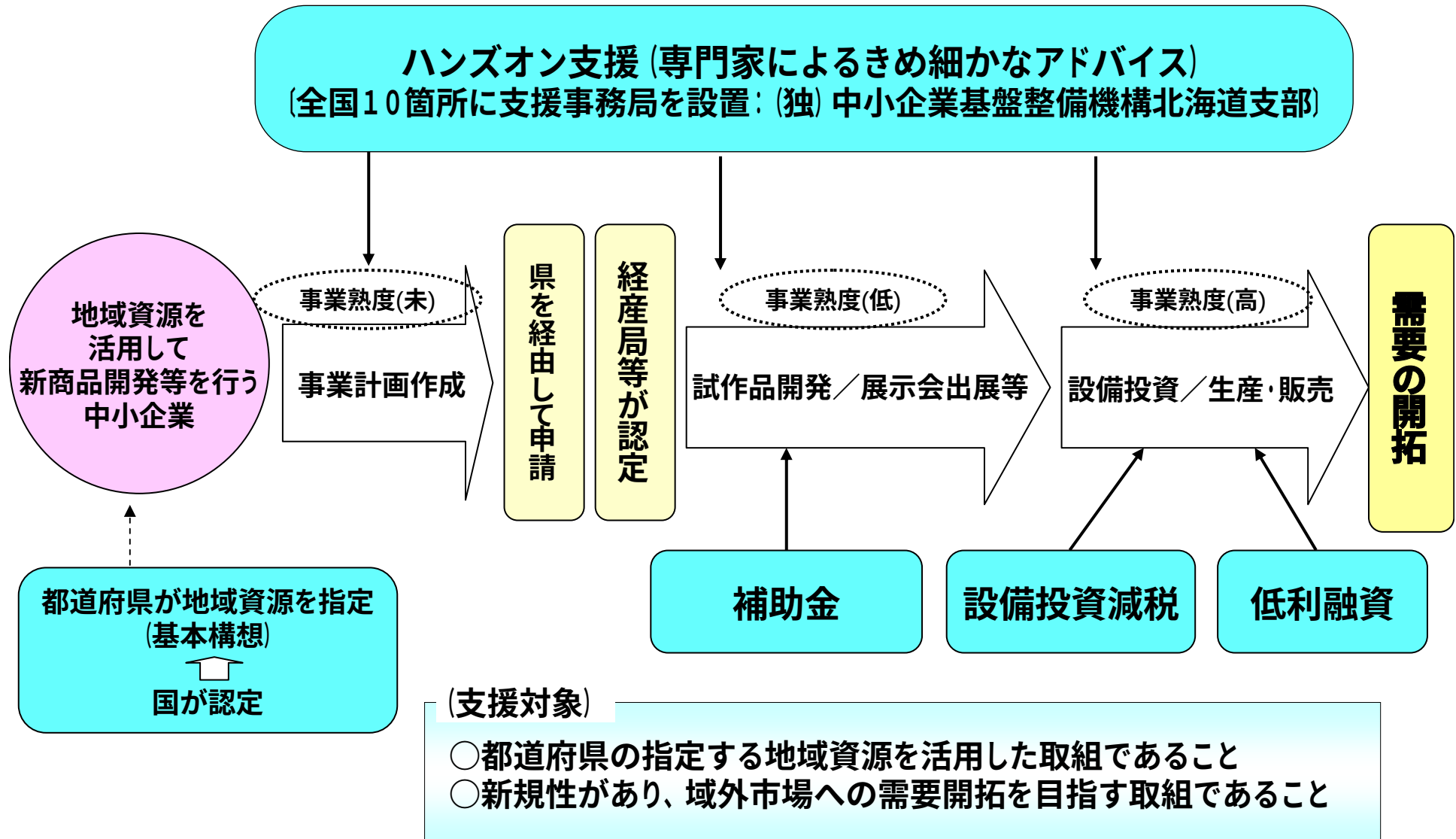
※●印は、予算事項で（ ）内は19年度予算額



その他の支援（地域資源を活用した新たな取組を掘り起こすための支援等）

- 「地域中小企業応援ファンド」（中小企業基盤整備機構に5年間で2000億円程度の資金枠を確保）
- 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設（※再掲 中小機構分：8.4億円）
- 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援（中小機構分：11.8億円）
- 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援（19.6億円） 等

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム



主な支援制度概要

事業実施段階

商談会、アンテナショップ等の開催（中小機構）

〔8.4億円（新規）〕

- 地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、商談会の開催やアンテナショップの開設を行う。

地域資源活用売れる商品づくり支援事業（補助金）

〔41.3億円（新規）〕

- 地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助する。〔法律による事業計画の認定が必要〕
- 地域資源を活用した商品の販路開拓などに取り組む組合等に対し、展示会出展等の費用の一部を補助する。

融資、税制等による支援

- 法律の認定を受けた中小企業等に対して、政府系金融機関による低利融資、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例等による支援を行う。

ビジネスプラン 具体化段階

市場志向型ハンズオン支援事業（委託費）

〔20.3億円（新規）〕

- 各地域ブロック毎に相談窓口（支援拠点）を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、市場調査、商品企画、販路開拓に対するアドバイスや、事業性評価など、事業計画の策定から開発、販売まで継続的にハンズオン支援を行う。

JAPANブランド育成支援事業（補助金）

〔13.1億円（10.1億円）〕

- 地域の関係事業者が一体となって、国際市場で通用する高いブランド力（JAPANブランド）の構築を目指す取組を支援。

地域資源活用企業化コーディネート活動支援、普及啓発（中小機構）

〔11.8億円（新規）〕

- 地域資源を活用した新たな取組が多く創出されるよう、商工会、商工会議所、地場産業振興センター、中小企業組合、NPO法人等が行う交流会や研究会など、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーとをつなぐ活動（コーディネート活動）等を支援。
- 顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等の普及を通じて、地域中小企業の市場開拓力を向上。
- フォーラムを開催し、各地域の先進的な取組の紹介等を通じて、地域におけるブランドづくりへの意識喚起や、取組の促進。

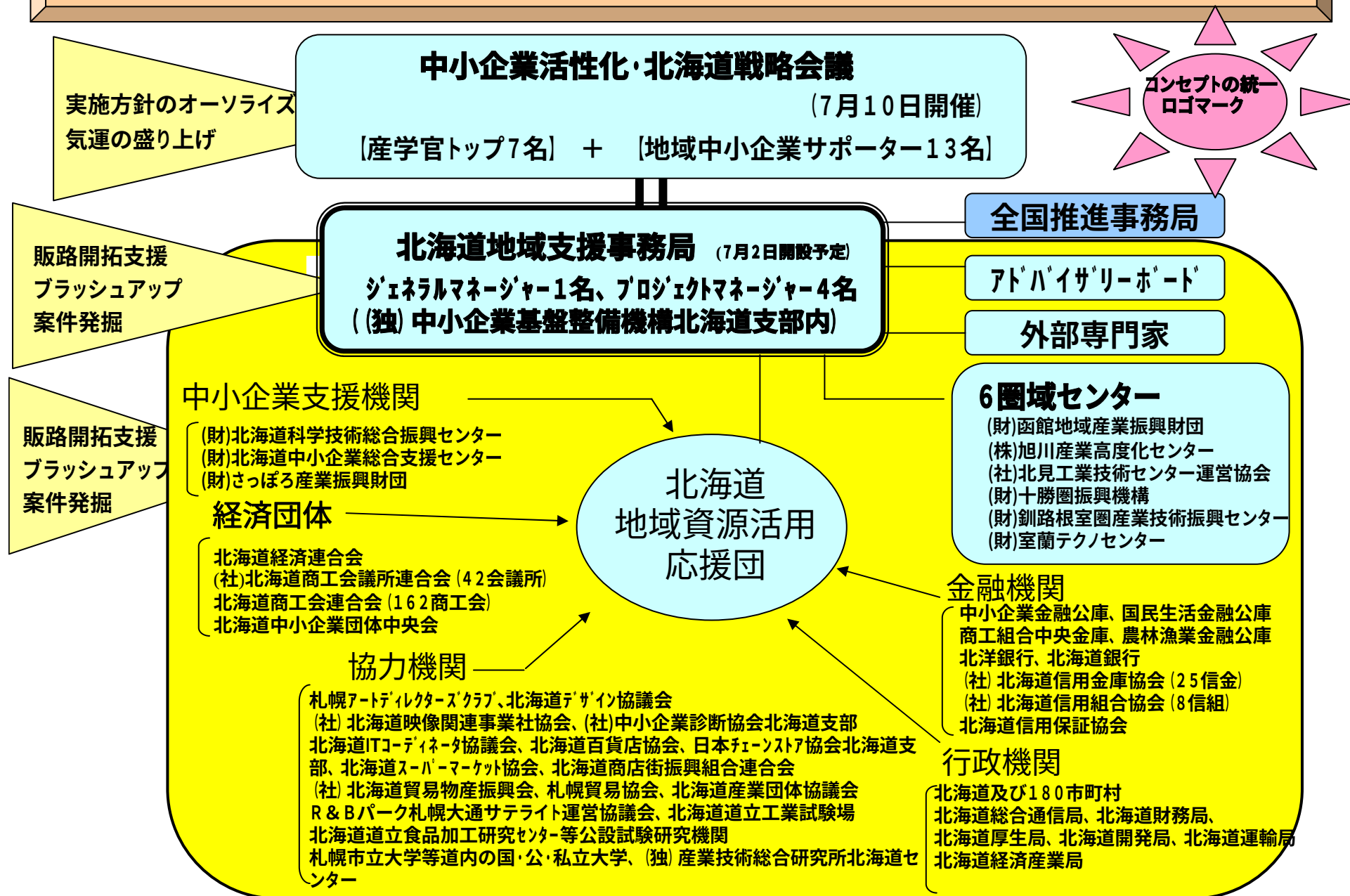
地域資源活用型研究開発事業（委託費）

〔19.6億円（新規）〕

- 地域資源を活用した新商品開発等を見据えた、企業と大学等との連携による実用化研究開発を支援。

ビジネスアイデア 構想段階

中小企業地域資源活用プログラム 北海道における推進体制



北海道地域資源活用応援団 綱領

私たち北海道地域資源活用応援団は、「中小企業地域資源活用プログラム」を活用した新商品・新サービスの創出のため、以下の活動を行います。これらの活動の成果として、5年間で150～200件程度の新事業創出を目指します。

1. 応援団構成員は、それぞれの得意分野やネットワークを活かし、有望な事業の候補を発掘する。
2. 応援団構成員は、経験や知識を活かし、地域資源活用事業により生み出された新商品・新サービスの試作品開発、デザイン開発等事業のブラッシュアップなど、商品化に向けた取組を可能な限り支援する。
3. 応援団構成員は、新商品・サービスの市場開拓について、販路拡大に必要な知識・情報の提供や、営業機会の提供など、可能な限り協力する。
4. 経済団体である応援団構成員は、地域資源活用の機運を高めるため、会員企業・会員等に対し地域資源に関係する施策・イベント開催情報の提供などの情報を積極的に発信する。
5. 応援団構成員は、名刺や各種宣伝などにロゴマークを積極的に活用するなど、統一コンセプトのもと、地域資源活用気運の醸成に協力する。

平成19年7月10日
北海道地域資源活用応援団



当面のスケジュール

4月27日	法律成立
5月11日	法律公布
6月27日	施行令公布
6月29日	法律及び施行令施行
7月 2日	支援事務局発足
7月中旬	基本方針告示
7月下旬	都道府県の基本構想申請
8月下旬	国による基本構想の認定
8月下旬～	地域資源活用事業計画の申請、国による認定 認定事業者向け補助事業募集開始

十勝・帯広に寄せる期待

1. 地域の強みを活かす (地域資源活用戦略)

◆地域資源は、差別化された商品等を創造する重要な要素。

<十勝は、地域資源の宝庫！>

◆地財、知財、人財を含めた優れた地域資源の積極的な活用。

<産学官・金融連携の十勝モデル！：十勝圏事業化評価委員会 (仮称) >

2. 全国・海外を視野に入れたビジネス戦略 (グローバル戦略)

◆海外も含め域外から所得を獲得する企業・産業の創出と成長支援が重要。

◆グローバルなビジネス展開のためには、他社 (他地域) が真似のできない差別化戦略が不可欠。

◆素晴らしい地域資源に魅力 (新たな価値) を加えて磨き上げて、十勝ならではのブランド構築をすれば競争力が高まる。

地域産業活性化の3つの戦略：

1. 「しん価値」創造戦略

- ◆新たな価値を付け加えれば、新たな市場が拓ける。＜イムノリゾート：上士幌町＞
- ◆「いいもの」だからといって売れない、品質・価格に加えて顧客の感性に訴える商品・サービスづくりや人の心を動かす物語が重要。（デザイナーなどクリエイターと生産者のコラボレーションも大事）
- ◆LOHAS、07年問題等新たなビジネスチャンスは広がっている。

※「しん価値」とは、これまでと異なる価値で、新、賑、真、信、心、等、多様な「しん」が該当。

2. 顧客起点のブランド戦略

- ◆十勝ならではのブランドを確立すれば、競争力が高まる。
＜地域団体商標登録査定：道内9件のうち4件が十勝＞
- ◆消費者の支持・信頼がなければ、ブランドは構築できない（市場・消費者の視点が重要）。

3. 広域・多分野連携戦略

- ◆企業間のコラボレーションで経済効果が高まる。＜十勝スイーツ＞
- ◆地域間の連携・様々な産業のコラボレーションにより、経済効果が更に高まる。
＜ばん馬を活用した特産品・観光開発（地域資源∞全国展開プロジェクト）＞

北海道経済産業局の取り組み： しん価値創造～多分野連携モデル～

地域振興を図るためには、クラスターの手法を取り入れた広域、多分野の連携、融合による地域総合力の向上が必要であり、その様な取組の結果、従前の価値とは異なる、連携、融合による「しん価値※」が創造され地域の発展に大きく貢献できる可能性が生まれます



※しん価値：新規、販わい、振興、信頼、進歩、伸展、真実、芯、深化、親愛、心、身等
各分野、各地域の取り組みにより該当する「しん」が異なる

しん価値創造 ～多分野連携モデル～

○イムノリゾート構想推進事業

地域・医療・観光事業者の協働で、スギ花粉のない地域での花粉症・アレルギー保養プロモーション事業です。

「スギ花粉待避ツアー」などのブランド化（上士幌町周辺）

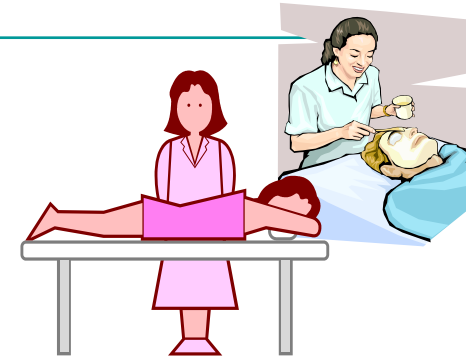
【対立軸】スギ花粉のない上士幌町周辺 vs スギ花粉のある本州



○北海道ホワイト・エステエステ

「北海道ホワイト・エステ（仮称）」のブランド化と観光産業等との協働（全道各地）で、新たな集客を目指す。全国初のブランド化取組。

【対立軸】雪イメージの北海道（白） vs 南洋イメージの沖縄（小麦色）



○渚滑川スポーツ・フィッシング

ルール管理を目指す「渚滑川スポーツ・フィッシング」のブランド化と観光産業等との協働（渚滑川周辺）で、新たな集客を目指す。

【対立軸】全国初・全国最長のC&R区間の渚滑川 vs 例のない本州

